

仕様書

1. 件名

令和2年度被災地企業の資金調達等支援事業

2. 事業の目的・背景

東日本大震災による被災地（以下、単に「被災地」という。）の産業復興等に資する多種多様な取組を実現するため、被災地事業者等の資金調達手段を多様化する必要がある。

本事業は、自立的な資金調達手法であるクラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用し、新商品開発・町のにぎわい回復等に取り組もうとする被災地事業者等の多様な事業主体を支援し、復興を加速化しようとするものである。

このため、

- ・事務局と地域コーディネート機関（以下「地域CDN」という。）を設置し、
- ・CFのプラットフォームを運営する事業者で本事業のために登録を行った者（以下「登録CFサービス事業者」という。）と連携しつつ、
- ・セミナー開催や専門家派遣等を通じて、被災地におけるCFの利活用の促進を図るものである。

3. 業務内容

上記2の目的のために、事務局として以下の業務を実施すること。

なお、本事業の対象地域は、岩手県・宮城県・福島県を中心とした東日本大震災の被災地とする（上記各県は全域を指すものとするが、他県においても必要に応じ対象とすること）。

また、本事業を進めるに当たっては、情報発信の優先度や時期に応じた柔軟な対応が必要であることなどから、当庁と緊密な連絡体制の下で事業を実施すること。

(1) 定量的な成果目標の設定

本事業の定量的な成果目標は以下とする。受注者は、事業期間を通じて、達成見通しを報告すること。

- ア. 本事業を通じ、CFが実施された件数を48件とする。
- イ. 本事業を通じ、事業者が資金調達できた額の総額を1.0億円とする。
- ウ. 本事業における専門家プールを構成する被災地内の専門家の数を、合計30者とする。
- エ. 本事業のために、岩手県・宮城県・福島県において、講師を派遣し、各県一回以上となるよう説明会を開催すること。

(2) 地域 CDN の選定と指導

ア. 以下の業務を通じて、公募により地域 CDN を選定すること。なお、被災 3 県からそれぞれ選定するものとする（例年、被災各 3 県に 1～2 機関ずつ選定。）。

- ・募集案内、申込様式の作成（当庁と協議の上で決定すること。）
- ・申込要件や申込様式の記載方法等に関する問い合わせへの対応
- ・申込様式の記載内容の確認
- ・申込者に関する情報（団体名、住所、代表者、担当者、担当者の連絡先 等）の整理
- ・選定委員会の開催（なお、選定委員会には復興庁も委員として参加予定であること。）
- ・選定にあたっては本事業における過去の実績を考慮して選定すること
- ・その他、上記以外で募集業務、選定業務に付随して発生する業務

イ. 選定後速やかに、地域 CDN との再委託契約等の契約を締結し、地域 CDN によって少なくとも以下の業務が行われるようにすること。

- ・地域内事業者に対し、本事業の内容を周知すること。
- ・地域内事業者から、本事業に関する申請書を受理し、形式的な要件を満たしているかの確認を行うこと。
- ・地域内事業者に必要な助言等を行うこと。
- ・地域内事業者又は当該事業者を支援した専門家に対し、報告書の提出を求めること。

ウ. 事務局は、地域 CDN による当該業務が達成されるよう適宜必要なサポートを実施することとする。

(3) 登録 CF サービス事業者プールの構築及び管理

登録 CF サービス事業者プールの構築のため、本事業の円滑な遂行に必要と考えられる 登録 CF サービス事業者に対し、登録 CF サービス事業者プールへの登録を促し、構築後は各登録 CF サービス事業者との連絡・調整を行うこと。

(4) 説明会の開催

岩手県・宮城県・福島県において、説明会に講師を派遣して各県 1 回の説明会が開催されるようにすること。

(5) CF 案件の形成

地域 CDN は、事業者を直接訪問すること等による CF 案件の形成を行うこと。事務局に直接問い合わせがあった案件については、可能な限り地域 CDN に割り振ること。

(6) CF 案件の審査及び管理

ア. 事業者が CF 実施の意向を有した時点で、本事業により各 CF 案件を支援対象と位置づけるか否かを決定するため、事業者から申請書を地域 CDN に提出するものとする。

このための申請書様式を作成すること。なお、申請書様式については、簡潔なものとし、小規模事業者にも負担が生じないようにすること。

イ. CF 案件の審査のため、当庁と協議し、8人程度の委員からなる外部審査委員会を設置すること。案件の審査は、審査委員のうち5人の平均点が一定の合格点を上回ったものについて採否を決定する。なお、電子メール等を用いたオンライン上での審議等を活用し、速やかに意見を聴取できるように工夫すること。

また、年2回以上、外部審査委員をオフラインで集めて、審査の所見などをヒアリングするミーティングを開催すること。その開催に際して、付随する業務を行うこと（委員との連絡・調整、謝金が生じる場合の支払い等）。

ウ. 以下①及び②を踏まえ、各 CF 案件を支援するか否かを決定すること。なお、支援決定に先立ち、外部審査委員会の審査を受けるとともに、同委員会の意見を尊重すること。

また、CF と関係性が薄い、事業者のコーポレートサイトに類する WEB サイトの構築等、事業者の私有財産の形成を直接的に支援することのないよう、留意すること。

①本事業の支援対象となる CF 案件は以下のいずれかとする。（例示はあくまで明確化のための記載であり、特定の業種や事業を対象とするものではない。）

- ・被災地域内の事業者又は、被災地域内で営業を行っていた事業者が実施する案件（例：酒蔵の再建、新商品の製造販売等）
- ・被災地域産の原料を活用する等、被災地の経済活動の促進に資する案件（例：被災地で開催される復興関連イベント等）
- ・被災地域の知名度を向上させる等、風評・風化の防止に資する案件（例：町民劇で街を元気にする取組等）
- ・被災地域の、にぎわい回復、なりわいの再生に資する案件（例：空き店舗を活用したコミュニティスペースの構築等）

②この他、以下の観点から審査を行うこと。

- ・目標金額に到達する可能性が見込まれるか。
- ・登録 CF サービス事業者プールの中から、案件に適した登録 CF サービス事業者の選定が可能か。
- ・目標金額が実際に集まった場合、計画が成功する可能性が高いか。

- ・調達目標金額が過小でないか。
- ・必要となる支援の規模が、目標金額に比して適切であるか。
- ・令和2年12月までに調達期間を満了することが可能か。
- ・プロジェクトが経済性又は社会的意義を有するか。

エ. 各案件に適した 登録 CF サービス事業者の選定

支援対象として位置づけられた各 CF 案件に関し、事業者と登録 CF サービス事業者の双方の意見を聞きつつ、各 CF 案件に適した 登録 CF サービス事業者の選定を行うこと。

(7) 専門家プールの形成、専門家の派遣及び契約締結

ア. 専門家プールの形成

次項でいう専門家の派遣に備え、「専門家プール」を構築すること。なお、本事業における専門家は、CF に関して高い知見を求められることに鑑み、専門家プールの形成にあたっては、登録 CF サービス事業者と連携しつつ推進されることが望ましい。

イ. 専門家の派遣

審査および登録 CF サービス事業者の選定が完了した CF 案件について、事業者と調整し、各案件に適した専門家を派遣すること。

なお、登録 CF サービス事業者及びその従業員は専門家となることができない。

例えば、CF 実施ページや、事業者の WEB サイトに掲載するためのコンテンツ制作等を指導する者。

ウ. 専門家との契約締結

派遣する専門家との間において、契約を締結し、適切に精算を実施すること。

(8) 案件横断型のイベントの実施

いわゆるオフラインでのイベント1回以上を組み合わせ実施し、事業者の資金調達を促進すること。

なお、当該イベントは、1事業者ごとに実施するのではなく、例えば「食」のような特定テーマおよび該当事業者を選定し、複数案件・案件横断型で実施することを想定している。

(9) 事例集の制作

本事業に関する案件について被災地を中心とする国民一般に周知するため、

本事業の支援対象となった CF 案件事例集を制作すること。

また、本年度が最終事業年度であることを踏まえ、3年度分の事例分析を通じたノウハウの分析などを踏まえた令和3年度以降に被災地事業者が参考とできる内容とすること。

事例集を納品するにあたっては、1000部の印刷・製本・発送を行うほか、復興庁のWEBページに掲載可能とするため、PDFフォーマットの電子ファイルを納品すること。印刷・製本の部数については、復興庁と協議の上、最終的に決定することとする。

なお、内容として以下を想定すること。

- ・本事業の紹介：本事業のコンセプトや目標の共有。
- ・各事例の紹介：
 - 「背景/目的（CFに取り組もうと思った背景及び解消したいと考えた課題）」
 - 「取組概要（特にユニークな点にフォーカスして記載）」
 - 「効果/結果（資金調達以外にも得られた副次的な効果に着目して記載）」
 - 「今後の見通し（今回のCFを通して新たに見えてきた課題や目標）」
 - 「事例のポイント（今回のCFを通して特に成功のポイントとなった点）」

（10）被災地内におけるノウハウの蓄積

本事業が終了した後でも、被災地内においてCFが円滑に実施されるよう、地域内においてノウハウの蓄積及び支援ネットワークの形成を行うこと。

なお、具体的には、以下の事項を想定するものとする。

- ・事例集の制作において、CFに挑戦する事業者や専門家の存在が可視化されるように努めること。
- ・地域CDN選定後、本事業の運営者全体会合の実施等を通じ、地域CDN等と登録CFサービス事業者との接点を設け、直接的に知見を得られる機会が形成できるようにすること。

（11）進捗状況の報告

当庁に対し、月に1度、事業の概要を報告すること。報告には、その時点で登録されている登録CFサービス事業者プール、専門家プールのリストを含めること。

（12）資料の作成について

目標金額、調達金額及び割合、調達期間、Allin等クラウドファンディングの募集形式、プロジェクトの内容、申請日及び採択日等の重要な日時がわかるよう記載した資料を作成し、週1回アップデートすること。

(13) 報告書の作成及び引継ぎ

ア. 他省庁や自治体において、類似の事業が実施される際に参考となるよう留意し、報告書を作成すること。なお、読み手の中には、CF 自体の知見を有していない読者も想定されることから、具体事例の紹介や写真の活用等ビジュアル面での工夫によって、理解促進を高めること。

イ. 翌年度に本事業を行う主体に対し、ア. の報告書も活用して、WEB サイト、登録 CF サービス事業者プール、専門家プールを円滑かつ迅速に引き継ぐことができるようにすること。

(14) 平成 30 年度被災地企業の資金調達等支援事業のフォローアップについて

過年度事業者へのアンケート送付などを通じ、フォローアップに努めること。

4. 履行期限

令和 3 年 3 月 26 日（金）までとする。

5. 成果物

- (1) 事例集（3.（10）参照。紙媒体 1000 部及び PDF ファイル）
- (3) 報告書（3.（13）参照。紙媒体 1 部及び CD-R(又は DVD-R) 1 部）。

6. 業務体制

(1) 業務の実施体制

ア. 受注者は、本業務の円滑な運営を図るため、事業に支障をきたさないよう、十分な体制を確保すること。また、日本語での対応ができるとともに、十分なコミュニケーション能力を有すること。

イ. 業務の実施体制を届け出るとともに、体制を変更する必要がある場合には、その 1 か月前に変更内容を記載した書面をもって報告し、事前に復興庁の承認を得ること。なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないように十分な訓練を実施した後に業務の引継ぎを行い、復興庁に引継ぎ結果を報告すること。

ウ. 担当者の病気等により欠務が生じるなどやむを得ない場合は、以後、業務を代行する担当者の名前及び経歴・保有資格等担当者として十分な資格を有している旨を、速やかに復興庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する担当者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。

エ. 本業務の円滑な運営を図るため受託者のプロジェクト管理者は、復興庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

(2) 業務の再委託について

ア 受注者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託者等には円滑な支払いを行い、期末に当庁からの支払いがあるまでの間に財務上、何ら支障を来さないこと。

イ 以下の場合のいずれかに該当する者を再委託の相手方とはしないこと。

① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

⑤ その他以下に示すような、契約の相手方として不適当な行為をする場合

- ・暴力的な要求行為を行う者
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ・取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ・偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
- ・その他上記各項目に準ずる行為を行う者

⑥ 再委託の履行が明らかに困難であると見込まれる場合

ウ 再委託者が前項に該当することが判明した場合は、当該契約を解除するため必要な措置を講ずること。

7. その他特記事項

(1) 全般

ア. 本仕様書は、受注者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。

したがって、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を受注者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。

イ. 受注者は、本事業に関して必要に応じて助言等を行い、また助言を求められた場合には、速やかに対応し、当庁の必要とする内容を充足した業務を行うこと。

- ウ. 受注者が行う提案や報告及び相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。
- エ. 民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 瑕疵担保責任について

- ア. 受注者は、当庁に対して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。
- イ. 受注者は、本納品物の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失に基づく場合には、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ウ. 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、受注者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- エ. 当庁は、受注者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

(3) 著作権等の取り扱い

- ア. 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権」という。）は、当庁が保持するものとする。
ただし、次の（ア）、（イ）について、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。
 - （ア） 請負者は、当庁が本業務に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。
 - （イ） 請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。
- イ. 成果物に含まれる受注者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ウ. 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行

うものとする。

エ. 上記ア.～ウ.に関わらず、本事業の周知のために事務局が制作した WEB サイト及びコンテンツ、本事業のために構築した登録 CF サービス事業者プール、専門家プールのリストに関する権利は当庁に帰属するものとする。

(4) 守秘義務

ア. 受注者は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

イ. 受注者は、本事業に関わる一切の情報を他の情報と明確に区別して、本事業の目的以外に使用しないこと。

ウ. 受注者は、本事業終了時に保有する本事業に関わる情報について、それらが記載されている媒体全てを当庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

以上